

宇治市告示第110号

特定生産緑地（宇治市）の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項において準用する第10条の2第4項の規定により告示します。

なお、区域の解除図はホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月22日

宇治市長 松村 淳子

| 番号 | 位置 | 特定生産緑地の面積 | 告示日 | 備考 |
|--------|----------|-----------|------------|----|
| 五 - 2 | 五ヶ庄西田地内 | 約0.11 ha | 令和5年12月22日 | |
| 榎 - 40 | 榎島町月夜・菌場 | 約0.21 ha | 令和5年12月22日 | |